

保医発第0630001号

平成18年6月30日

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理者

平成18年7月から、医療療養病棟について、医療区分・ADL区分等に基づく患者分類を用いた評価が導入されます。

## I. 医療区分3（別表第五の二）

### 1. スモン

#### 項目の定義

スモン（特定疾患治療研究事業実施要綱に定めるものを対象とする。）に罹患している状態

#### 留意点

必ずしも特定疾患医療受給者証の交付を受けている必要はない。

※2009年10月30日スモンの会全国連絡協議会発行  
「薬害スモン恒久対策の経過《資料編》」より抜粋